第17号
6月増刊
昭和37年6月20日

全世帯配布

広報 よしわら

発行所
吉原市役所
吉原市今泉43の1
電話（代）700番
編集　文書課
印刷
富士ニュース社

市勢		人口	
東経	138度41分	国勢調査（35.10.1現）	住民登録 37.5月31日現
北緯	35度09分		
東西	14.7粁	総数 80.944人	82.803人
南北	25.5粁	男 40.547人	41.575人
面積	174.56平方粁	女 40.397人	41.228人
		16.239世帯	16.959世帯

参議院選挙は〝7月1日〟

第六回参院通常選挙は六月七日公示され、投票日の七月一日をめざし百二十七議席に激しい選挙戦が展開されています。こんどの選挙は、昭和三十一年七月八日の選挙により選出された議員を改選するもので、因みに全国区は五十一人（補欠一名を含む）が改選、地方区は全国で七十六人（補欠一名）を改選するものです。静岡県は地方区の定数は四人ですが、今回はそのうち二人が改選されます。公選法改正後初の選挙「買収供応追放運動」「国民投票総参加運動」の二大スローガンのもとに開始された参院選も現在はまだ一般の関心がきわめて薄いといわれともするとこのまま低調な投票になるのではないかという懸念もあります。参議院選挙の投票率は、衆院選と比較した場合、一割弱低い状態で、昭和三十四年の選挙では五八・二%という全国平均（五八・七%）にも達しない最低の記録でした。参議院制度の意義を市民は理解して冷静な判断のもとに権利を行使しなければなりません。

棄権防止の市民運動
高めよう参院制度へ関心を

六月一日から一カ月間を有権者の「国民投票総参加運動月間」と銘うつて、棄権防止に重点をおく公明選挙運動が全国的に展開されています。

吉原市選挙管理委員会でもこの趣旨から、吉原市婦人会の協力を得て前記運動を提唱、婦人会役員による、市内有権者の棄権防止と公明選挙の推進を積極的に呼びかけることになりました。

参院選の必要性を認識して、本来の明るい国民のための選挙となるように市民の理解と協力を特にお願いします。

三年毎に半数改選
今回は一二七人を選ぶ

わが国の国会は衆議院と参議院の二院制をとつています。いうまでもなく国会は国の最高決議機関ですが、その決議は原則として両院の意思が合致しなければならないのです。一院制の場合は時として多数による横暴や権力の濫用が行なわれ、その結果本当の国民の意思とかけ離れた方向にまで進んでしまうというような危険性もあるわけです。ところが、二院制の場合はもう一度慎重に審議することによつて、片方の議院に行き過ぎがあつた場合でも防止出来る長所があるわけです。

現在の制度では、衆議院の権限を参議院にくらべて、やや大きくして、衆議院の優越性を認めています。しかし、これも両院の意思が合致しないという特別な場合にはじめて認められることで、通常の場合は両院とも同様に、国の政治の方針を審議する権限と責任とをもつているわけです。

参議院は第二院的な性格をもつていますが、これは参議院を軽視したということではなく、定数、選出方法、任期等に違いをもうけて両院のはたらきの違をあらわしているものです。

1 定数

全都道府県を区域として選出される全国選出議員百人と、各都道府県毎に選出される地方選出議員百五十人、計二百五十人です。

2 任期

地方区、全国区とも六年ですが三年毎にその半数が改選されます。

なお参議院には解散の制度がありません。

3 被選挙権

代表者となつて直接政治に加わる権利即ち被選挙権は衆議院二十五才、参議院三十才となつております。

このような特色をもつている参議院は専門、研究的な立場に立つて国の政治を行うにふさわしい人材を広く集めるためと、一度選出されたからには身分的に安定してその職務に専念させるためで、これにより第二院としての特色をあらわそうとしたものです。

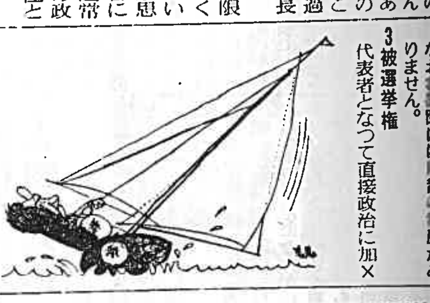

参議院の役割

衆議院の行きすぎに、ブレーキをかけたり、修正したりするもの　森吉正照

参院選によせて

こんどの参議院選挙は、二十二年四月の第一回選挙から数えて六回目にあたります。

従来の選挙をふり返つてみますと、参議院選挙に対して国民の関心は薄く、従つて投票率も衆議院選挙に比べて一〇%以上も低い有様です。これには選挙区が衆議院に比べて大きいことも〝身近な選挙〟の感じを薄めているようです。

御存知のように、参議院は広い視野に立つて政治を見つめ、衆議院に行き過ぎがあつた場合、それを防ぐ役目として設けられたものであり、両院とも同様に、国の政治の方針を審議する権限と責任をもつております。ですから私たちは、参議院の特色をよく知り、もつと関心を示す必要があります。

総投票運動 強力に推進

田村由作

このたびの選挙にあたり、中央では有権者投票総参加運動を実施しております。これは有権者のすべてが投票に加わつて、自由な意思の表明により、公正かつ明朗な選挙を行なおうとしているのであります。また買収、供応を徹底的に追放しようとする運動も行なわれております。買収、供応は選挙違反の中では最も悪質なもので、これこそ選挙を腐敗させる最も大きな原因であります。票を集めるため有権者を買収する候補者や、その運動員も悪いが、目先の利欲のみにとらわれて、金品の供応を受ける選挙人も同罪であります。

およそ選挙が公正に行なわれずして、正しい政治が行なわれようはずがありません。

私達は本当に自分の考えを代表してくれる人、そして自分の願いを実現してくれる人を選ばなければなりません。政治がうまく行なわれているかいないかは、勿論議員や首長の責任ですが、もとをただせば選挙した人々の責任です。自分たちの生活をよくするために、自分たちの手で政治を行なうという考え方で責任をもつて選挙することが大切です。

（吉原市選挙管理委員長）

東京の水不足に対する天のなさけか—今は暦より一足先の梅雨（つゆ）の入り……。そのため農家にとつては田植が十日程早く、いまは全く猫の手もかりたい忙しいさ。しかし農業従事者にとつて一番の悩みは何んといつても若い農村労働力の不足ということ—。田植する人も主婦が中心、逞しい若人の顔は工場通いで田の面（も）にみえず、カワズ泣く用水掘りの流れの中に「時代の流れ」がみえた。

……田植真つ盛かり……　川尻町にて

◉住所はいつもはつきりと！住所を移動したときは、必ず十四日以内に住民登録をいたしましよう。（市民課又は支所へ）

商業調査はじまる
関係業者の協力要望

通産省では、商業の分布状況及び商業活動の実態を明らかにするため、七月一日現在における卸売業、小売業、飲食店などについて「商業統計調査」を実施することになりました。吉原市の約一千八百の対象については、市商工課がこの依託を受け、市内を三十三の調査区としてそれぞれ地域調査員による調べを六月下旬から行うことになりましたので、市内商業関係者の積極的協力をお願いします

なお調べは次の甲、乙、丙の三種に区分されています（商工課扱）

◇甲＝会社組織または常時使用人を有する商店
◇乙＝家族従業者のみの商店
◇丙＝飲食業関係

今年も商品展示会開催
希望商店の申込受付

吉原市における優良商店の紹介を介して、店頭と消費者をむすび共同の利益をはかるための「吉原商品展示会」を本年も十一月会期に開催することになり、そのため出品希望商店の申込みを受けつけることになりました。

過去二回にわたる展示会によつて得ました経験にもとづきまして本年は特に斬新的な計画による展示会を予定しております。今後出品関係者と協議の上で具体的な内容をきめてゆくことになつております。

出品希望商店は六月二十日から七月十日の間に市商工課まで申込れますようお願いいたします。

立会演説会は20日

参院選地方区の立ち会い演説会を次のとおり開催します。有権者にとつて、候補者の人物、政見、識見などを知る絶好の機会ですからお誘い合せの上多数お出掛け下さい。

一日　時　六月二十日（水）午後一時から
一場　所　吉原市民会館
一演説時間　候補者一人二十五分

補充選挙人名簿の縦覧
…六月二十五・六日…

吉原市選挙管理委員会では補充選挙人名簿の縦覧を次のとおり行ないます。

一、期　間　六月二十五日、二十六日の二日間
二、場　所　吉原市役所（選挙管理委員会）

※この期間には確定している基本選挙人名簿の閲覧も出来ます。

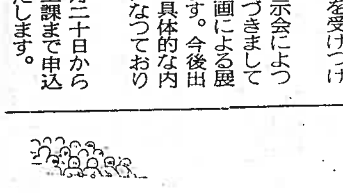

じやまだてしてもノシあげるぞ　宍戸左行

随想
義理人情は禁物

今泉春枝

国会議員の選挙には実感がわかない。人にたのまれてみて、そんな人も候補者の中にあつたのかなーと思う人が大分あることは残念なことである。それにひきかえ地元の選挙は身近すぎてむしろ義理人情がからみあつて随分いやな思いもしなければならない。過去の選挙といえば前述のようなわけになる。ところが最近テレビというPR機械も登場したし世の中も大分開けて来たので、こんなことはないと思うが、私達はもうこしこうしたことに関心をよせなければならないと思う。

お互いが人間関係を美しくし、明るい家庭生活を築こうと、その演出役を引き受けている私たち婦人こそ台所につながる政治の必要性を思い直して、地域社会を住みよいものにしてくれる人、自分たちの声の代表としてまかせられる人柄を選ぶべきだと思う。

参議院の選挙は何日かしらなんていう放言は恥かしいことだと思う。地域社会の平和のためにも、住みよい生活をするためにも大いに勉強し、正しい選挙権を行使すべきだと考え願うものである。

（吉原市婦人会副会長）

選挙の違反行為

選挙戦がはげしくなると、候補者や候補者の運動員はあの手この手を使つて皆さんの票を狙つて来ます。皆さんはこんな時、誘惑に負けずきつぱりと断わる勇気をもつて下さい。そして常にこれらの違反に対してするどい監視の眼を光らせていましよう。

ではどんな行為が違反になるでしようか。

◆事前運動　一切の選挙運動は公示前は出来ないことになつております。ただし、立候補準備のための行為はこの限りではありません。

◆戸別訪問　投票を依頼する意思をもつて戸別に訪問することは出来ません。戸別に演説会の開催を告げる行為も禁じられています。

◆署名運動の禁止　何人も投票を依頼するような含みをもつて署名運動をすることは出来ません。

◆飲食物の提供の禁止　選挙運動のため通常用いられる程度の湯茶や、これに伴う菓子以外の飲食物を提供することは出来ません。但し選挙運動に従事する者については一定の範囲内で許されております。

◆連呼行為の禁止　演説会場及び街頭演説の場合を除き候補者の名前等を連呼することは出来ません。いわゆる流し演説等は出来ないことになつております。

この他未成年者の選挙運動、公務員、教育者の地位利用による選挙運動も禁止されております。

買収供応追放標語

動く金にも
動かぬ一票

〝NHK吉原市だより〟は、毎週土曜日午后5時20分から（静岡第一放送）〝無線広報〟のお知らせは毎日午前7時45分と午后4時45分